

せる年齢六十歳に達したるもの
一、年収千二百圓以下の労働者、農民その他使用人
三、疾病不具者は年齢に關らず國家は保険給付をなすこと
四、右の保険金は政府、資本家負擔とす

實行方法

本大會にて可決せられたる他の労働立法三括して實行せしめること。

(チ) 普選法改正要求の件

主文

民衆の政治的自覺を高め、政治闘争を活潑に勤員し議會を民主化し労農大衆の政治的自由を闘ひ取る爲めに先づ普選法の改正を要求するものである。

理由

支配階級は戰闘的労働者に治安維持法その他の惡法を以て徹底的に壓迫すると共に、他方民衆の政治的自覺の抑制に努力し來つた。その一方彼等は巧妙にもこの民衆をし

て欺瞞し自己階級の支持者たらしめんとして普選法を實施した。従つて現行の普選法は名目のみの普選法にして本質的に民衆的でない。吾等は斯の如き本法を徹底的に改正して、全被壓、被擣取民衆の政治的、經濟的、文化的の自由を闘ひ取る爲により有効なる闘争を開闢せねばならぬ。この時に本法の徹底的な改正を要求するものである。

改正の要項

- 一、被選舉並投票權を満十八歳に低下すること
- 二、居住權を三箇月に短縮し軍人及婦人にも投票權を與へること
- 三、保證金制度を撤廃し選舉を公營とすること
- 四、平常の選舉運動行為は禁制に處すること
- 五、その他

(リ) 健康保険法改正要求の件

主文

大阪金屬労働組合

理由

本大會は労働組合の強力なる闘争を開闢する爲めに戦線の統一への一步として、日本労働組合同盟との即時無條件合同に關する我が全國同盟の合同經過に承認し、組合同盟との即時無條件に基く合同大會を開催することを決議すること。

主文

大阪金屬労働組合

理由

現行の健康保険法を左記の理由の如く改正を要求する事

理由

保険法第條には、保険者が被保險者の疾病又負傷、死亡、分娩に關し療養の給付又は傷病手當金、埋葬料、分擔費、出產手當金の支給をなすものとす。とあるがそれは單なる表看板であつて、我々労働者にとつて感謝する程のものでない。その目的とする療養の給付たるや申説的である。

第四章の保険給付は、第四三條、第四四條、第四五條、第四六條、第四七條の如きは徹底的に改正を必要とする。

一、保険金は政府、資本家負擔を増額させること

二、公私傷病を問はず百八十日限度を取消すこと

三、私病に關しては三日間の待期日を廢止させること

四、六十%の傷病手當金を百分に増額すること。但しそれに要する負担の増額は資本家負擔とすること

尙詳細は口頭で説明する。

(ニ) 勞働組合戦線統一に関する件

提案 大阪金屬労働組合
説明者 鈴木悦次郎

この兩同盟の發展的單獨合同に關して對立する合同意見は、即時無條件の全的合同と、共同闘争を通じ、全國的合同への二つの意見である。